

[印 章 省 略]

平成 29・06・27 評基認 002 号

平成 29 年 6 月 28 日

ISO 17034 が制定されたことによる JCSS 国際 MRA 対応認定(標準液・標準ガスの標準物質生産者)の審査基準の変更及び認定センター(IAJapan)の移行方針について

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 山 崎 京 子

日頃より弊センターへの御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

JCSS のうち、①密度・屈折率区分の標準液、②粘度区分の標準液、及び③濃度区分(標準液、標準ガス)の国際 MRA 対応認定は、標準物質生産者として ISO Guide 34 を審査基準としております。この度、「ISO 17034: 2016 (General requirements for the competence of reference material producers)」の発行に伴い、上記①～③の国際 MRA 対応認定の審査基準をこれまでの ISO Guide 34 から ISO 17034 に移行することについて、「移行方針」を定めましたので、公表いたします。

該当する認定を取得されている事業者(以下、「既認定事業者」)におかれましては、国際 MRA 対応認定を継続して希望される場合、移行期限までのご対応をお願いいたします。また、新たに申請を予定されます事業者におかれましては、以下の方針に従いました申請をお願いいたします。

1. 経緯

標準物質生産者の認定基準である ISO Guide 34 の所管が、平成 26(2014)年 4 月に ISO/REMCO(標準物質委員会)から ISO/CASCO(適合性評価委員会)に移管されました。移管後、ISO/CASCO において国際規格としての改正作業が行われ、平成 28(2016)年 11 月 1 日に ISO Guide 34 は「ISO 17034」として制定されました。

また、平成 28(2016)年 6 月に開催された APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)の MRA(国際相互承認)評議会において、ISO Guide 34 から ISO 17034 への移行期間は 3 年間とすることが妥当であることが同意され、同年 11 月 2 日～11 月 4 日に開催された ILAC(国際試験所認定協力機構)第 20 回総会において、標準物質生産者の認定は ISO 17034 に基づいて行われることと、移行期間を 3 年とすることが決議されております。

この決定を受けまして、弊センターとしての移行方針を以下のとおりとします。

2. 認定センター(IJAapan)移行方針

(1) 移行期限

移行期限は、ILAC/APLAC の決議に基づき、平成 28(2016)年 11 月 1 日から 3 年後の平成 31(2019)年 10 月 31 日までとします。既認定事業者で、平成 31(2019)年 11 月 1 日以降も国際 MRA 対応認定を継続して希望される事業者につきましては、移行期限までに、ISO 17034 の要求事項に適合していることが求められます。

(2) 新規申請について

ISO 17034 を審査基準とした新規申請は、平成 29(2017)年 9 月 1 日(予定)から受け付けます。

ISO Guide 34 を審査基準とした新規申請は、平成 29(2017)年 10 月 31 日まで受け付けます。

(3) 既認定事業者に係る移行について

国際 MRA 対応認定への継続を要望される既認定事業者におかれましては、ISO 17034 を審査基準として、同規格のすべての要求事項への適合状況を、登録更新審査または定期検査(全項目検査)にて移行期限までに確認させていただきます。

なお、ISO Guide 34 を基準とした登録更新審査又は定期検査を申し込むことができる期間は、平成 29(2017)年 10 月 31 日までとします。

3. 移行スケジュール

平成 29(2017)年 9 月 1 日

ISO 17034 を認定基準とした認定センターの「JCSS 登録の一般要求事項(JCRP21)」を改正(予定)。

平成 29(2017)年 10 月 31 日

ISO Guide 34 を審査基準とした申請期限。

平成 31(2019)年 10 月 31 日

既認定事業者の ISO 17034 を審査基準とした認定への移行完了。

4. 移行についての留意点

- (1) ISO 17034 への移行にあたっては、特別な審査日程を追加で設けることをお願いするものではありません。2. (3)にありますように、弊センターは、移行期限までに実施する現地審査または定期検査において ISO 17034 への適合状況を確認させていただきます。なお、変更届の対象である書類の変更を行った場合は、変更届によるご提出をお願いいたします。

(2)ISO 17034 への適合を確認した後、ISO 17034 に適合している旨を記載した新たな認定証を発行いたします。なお、移行期限までに ISO 17034 への適合が確認できない場合は、国際 MRA 対応認定を継続できないのでご了承ください。

以上

<参考>移行スケジュール表

認定基準	H29.9.1 (2017.9.1) ▼	H29.10.31 (2017.10.31) ▼	H31.10.31 (2019.10.31) ▼
ISO 17034	←新規申請*、登録更新または定期検査(全項目検査)申込受付開始(予定)		移行完了
		登録更新または定期検査(全項目検査)に係る認定継続の決定はここまでに実施→	
ISO Guide34	新規申請*、登録更新審査又は定期検査はここまで受付→		

*新規申請には、区分・種類の追加等の申請を含みます。